

一般会計等財務書類に係る注記

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

① 有形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア 昭和 59 年度以前に取得したもの……………再調達原価

ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

イ 昭和 60 年度以後に取得したもの

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達原価

ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

② 無形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達原価

(2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的有価証券……………償却原価法（定額法）

② 満期保有目的以外の有価証券

ア 市場価格のあるもの……………会計年度末における市場価格

イ 市場価格のないもの……………取得原価

③ 出資金

ア 市場価格のあるもの……………会計年度末における市場価格

イ 市場価格のないもの……………出資金額

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

個別法による低価法

(4) 有形固定資産等の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

・建物 10 年～50 年

・工作物 10 年～50 年

- ・ 物品 3 年～20 年

② 無形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法

（５）引当金の計上基準及び算定方法

① 徴収不能引当金

- ・ 未収金については、過去 5 年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。
- ・ 長期延滞債権については、過去 5 年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。
- ・ 貸付金については、過去 5 年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。

② 退職手当引当金

期末自己都合要支給額を計上しています。

③ 損失補償等引当金

期末時点で確定している損失補償債務等を計上しています。

④ 賞与等引当金

翌年度 6 月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

（６）リース取引の処理方法

① ファイナンス・リース取引

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引（リース期間が 1 年以内のリース取引及びリース料総額が 300 万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

イ ア以外のファイナンス・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

② オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

（７）資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物（本庁資金管理方針において、歳計現金等の保管方法として規定した預金等をいいます。）

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(8) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 物品及びソフトウェアの計上基準

物品については、取得価額又は見積価格が 50 万円（美術品は 300 万円）以上の場合に資産として計上しています。

ソフトウェアについても物品の取扱いに準じています。

2 重要な会計方針の変更等

(1) 会計方針の変更

該当なし

(2) 表示方法の変更

該当なし

(3) 資金収支計算書における資金の範囲の変更

該当なし

3 重要な後発事象

(1) 主要な業務の改廃

該当なし

(2) 組織・機構の大幅な変更

自然休養村特別会計は令和 4 年度をもって廃止となりました

(3) 地方財政制度の大幅な改正

該当なし

(4) 重大な災害等の発生

該当なし

4 偶発債務

(1) 保証債務及び損失補償債務負担の状況

該当なし

(2) 係争中の訴訟等

該当なし

5 追加情報

(1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

① 一般会計等財務書類の対象範囲は次のとおりです。

一般会計

② 地方自治法第235条の5に基づき出納整理期間が設けられている会計については、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数を会計年度末の計数としています。

③ 千円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。

④ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率の状況は、次のとおりです。

実質赤字比率	－％
連結実質赤字比率	－％
実質公債費比率	3.6％
将来負担比率	－％

⑥ 利子補給等に係る債務負担行為の翌年度以降の支出予定額

該当なし

⑦ 繰越事業に係る将来の支出予定額

繰越明許費繰越額 35,752 千円

事故繰越し繰越額 0 千円

⑧ 過年度修正等に関する事項

該当なし

(2) 貸借対照表に係る事項

① 売却可能資産については該当なし

② 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における将来負担比率の算定要素は、次のとおりです。

標準財政規模	1,552,398 千円
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	2,181,120 千円
将来負担額	3,509,134 千円
充当可能基金額	1,965,782 千円
特定財源見込額	11,973 千円

③ PFI 事業に係る資産については該当なし

(3) 行政コスト計算書に係る事項

該当なし

(4) 純資産変動計算書に係る事項

純資産における固定資産等形成分及び余剰分（不足分）の内容

① 固定資産等形成分

固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を計上しています。

② 余剰分（不足分）

純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。

(5) 資金収支計算書に係る事項

① 基礎的財政収支 △760,722 千円 なお内訳は以下の通りです。

業務活動収支	296,423 千円
うち支払利息支出 (+)	7,713 千円
投資活動収支	△1,173,462 千円
うち基金積立支出及び基金取崩収入 (-)	108,604 千円

② 資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額の内訳

業務活動収支	296,423 千円
投資活動収支（国県等補助金収入）	227,086 千円
未収債権、未払債務等の増減	△1,318 千円
減価償却費（△）	△310,724 千円
引当金増減額（増加が△）	△767 千円
資産除売却損（△）	△4,613 千円
純資産変動計算書の本年度差額	206,087 千円

③ 一時借入金

資金収支計算書上、一時借入金の増減額は含まれていません。

④ 重要な非資金取引

該当なし

連結会計財務書類に係る注記

1. 追加情報

(1) 連結対象団体（会計）

団体（会計）名	区分	連結の方法
南牧村社会福祉協議会	一部事務組合、広域連合	全部連結
甘楽西部環境衛生施設組合	一部事務組合、広域連合	比例連結
下仁田南牧医療事務組合	一部事務組合、広域連合	比例連結
富岡甘楽広域市町村圏振興整備組合	一部事務組合、広域連合	比例連結
群馬県後期高齢者医療広域連合	一部事務組合、広域連合	比例連結
群馬県市町村会館管理組合	一部事務組合、広域連合	比例連結
群馬県市町村総合事務組合（消防）	一部事務組合、広域連合	比例連結

連結の方法は次のとおりです。

- ① 地方公営企業会計は、すべて全部連結の対象としています。
- ② 地方自治法第 235 条の 5 に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。
- ③ 千円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。
- ④ 出資割合が 25% 未満であって、損失補償を付している等の重要性がない場合は、比例連結の対象としていない場合があります。

全体会計財務書類に係る注記

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

① 有形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア 昭和 59 年度以前に取得したもの……………再調達原価

ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

イ 昭和 60 年度以後に取得したもの

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達原価

ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

② 無形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達原価

(2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的有価証券……………償却原価法（定額法）

② 満期保有目的以外の有価証券

ア 市場価格のあるもの……………会計年度末における市場価格

イ 市場価格のないもの……………取得原価

③ 出資金

ア 市場価格のあるもの……………会計年度末における市場価格

イ 市場価格のないもの……………出資金額

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

個別法による低価法

(4) 有形固定資産等の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

・建物 10 年～50 年

・工作物 10 年～50 年

- ・物品 3年～20年

② 無形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法

（５）引当金の計上基準及び算定方法

① 徴収不能引当金

- ・未収金については、過去５年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。
- ・長期延滞債権については、過去５年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。
- ・貸付金については、過去５年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。

② 退職手当引当金

期末自己都合要支給額を計上しています。

③ 損失補償等引当金

期末時点で確定している損失補償債務等を計上しています。

④ 賞与等引当金

翌年度６月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

（６）リース取引の処理方法

① ファイナンス・リース取引

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引（リース期間が１年以内のリース取引及びリース料総額が３００万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

イ ア以外のファイナンス・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

② オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

（７）資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物（本庁資金管理方針において、歳計現金等の保管方法として規定した預金等をいいます。）

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(8) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 物品及びソフトウェアの計上基準

物品については、取得価額又は見積価格が 50 万円（美術品は 300 万円）以上の場合に資産として計上しています。

ソフトウェアについても物品の取扱いに準じています。

2 重要な会計方針の変更等

(1) 会計方針の変更

該当なし

(2) 表示方法の変更

該当なし

(3) 資金収支計算書における資金の範囲の変更

該当なし

3 重要な後発事象

(1) 主要な業務の改廃

該当なし

(2) 組織・機構の大幅な変更

自然休養村特別会計は令和 4 年度をもって廃止となりました

(3) 地方財政制度の大幅な改正

該当なし

(4) 重大な災害等の発生

該当なし

4 偶発債務

(1) 保証債務及び損失補償債務負担の状況

該当なし

(2) 係争中の訴訟等

該当なし

5 追加情報

(1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

① 一般会計等財務書類の対象範囲は次のとおりです。

一般会計

② 全体会計財務書類の対象範囲は次のとおりです。

連結対象団体（会計）

団体（会計）名	区分	連結の方法	比例連結割合
国民健康保険特別会計	特別会計	全部連結	—
介護保険特別会計	特別会計	全部連結	—
後期高齢者医療特別会計	特別会計	全部連結	—
簡易水道特別会計	特別会計	全部連結	—
生活排水特別会計	特別会計	全部連結	—

③ 地方自治法第 235 条の 5 に基づき出納整理期間が設けられている会計については、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数を会計年度末の計数としています。

④ 千円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。

⑤ 利子補給等に係る債務負担行為の翌年度以降の支出予定額 該当なし

⑥ 繰越事業に係る将来の支出予定額 繰越明許費繰越額

団体（会計）名	繰越額（千円）
一般会計	35,752
国民健康保険特別会計	—
介護保険特別会計	—
後期高齢者医療特別会計	—
簡易水道特別会計	—
生活排水特別会計	—

⑦ 過年度修正等に関する事項 該当なし

(2) 貸借対照表に係る事項

- ① 売却可能資産については該当なし
- ② PFI 事業に係る資産については該当なし

(3) 行政コスト計算書に係る事項

該当なし

(4) 純資産変動計算書に係る事項

純資産における固定資産等形成分及び余剰分（不足分）の内容

① 固定資産等形成分

固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を計上しています。

② 余剰分（不足分）

純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。

(5) 資金収支計算書に係る事項

- ① 基礎的財政収支 $\Delta 762,302$ 千円 なお内訳は以下の通りです。

業務活動収支	299,071 千円
うち支払利息支出 (+)	8,413 千円
投資活動収支	$\Delta 1,187,795$ 千円
うち基金積立支出及び基金取崩収入 (-)	118,009 千円

- ② 資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額の内訳

業務活動収支	299,071 千円
投資活動収支（国県等補助金収入）	227,086 千円
未収債権、未払債務等の増減	$\Delta 1,672$ 千円
減価償却費（ Δ ）	$\Delta 331,331$ 千円
引当金増減額（増加が Δ ）	$\Delta 1,157$ 千円
資産除売却損（ Δ ）	$\Delta 4,613$ 千円
純資産変動計算書の本年度差額	187,384 千円

③ 一時借入金

資金収支計算書上、一時借入金の増減額は含まれていません。

④ 重要な非資金取引

該当なし